

従来型 特別養護老人ホーム 松籟荘
「指定短期入所生活介護事業所」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0871400065号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象になります。

1. 経営法人

法人名	社会福祉法人 愛正会
法人所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口1951-15
電話・FAX番号	0293-24-6322
代表者氏名	理事長 金川 美希子
設立年月	昭和57年 2月 5日

2. 事業所の概要

サービスの種類	指定短期入所生活介護事業所 平成26年4月1日指定更新 茨城県第0871400065号		
事業所の名称	特別養護老人ホーム 松籟荘		
事業所の所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口1951-8		
電話番号	0293-24-0207	FAX番号	0293-24-0209
管理者名	須田 聡子		
開設年月	平成12年 4月 1日 入所定員 4名 (4人部屋)	変更年月	平成15年 10月 1日 入所定員 4名 (従来型) 6名 (ユニット型)

(1) 事業所の目的

要介護状態の被保険者（以下、「利用者」という。）について、居宅介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的としています。

(2) 事業所の運営理念

『ナチュラルゼーション』（その方にとってそうすることが自然であり、居心地が良いと感じられるような生活の場づくり・生活支援のあり方を目指す福祉理念）を目指します。そして、利用者にとって必要なサービスを利用者自身に選択していただき、個人のプライバシーをできるだけ保持し、生活の自立のための援助を心がけることを基本とします。

(3) 事業所の運営方針

1. 一人ひとりの入居者・利用者に向き合おう。
2. 一人ひとりの入居者・利用者に来るだけ寄り添おう。
3. 一人ひとりの入居者・利用者によりゆとりゆたかに生活支援をしよう。
4. 一人ひとりの入居者・利用者の生活の中に自然なりハビリを取り入れよう。
5. 一人ひとりの入居者・利用者により安心・安楽と感じてもらえるようリスク管理を徹底しよう。
6. 一人ひとりの入居者・利用者がご家族や地域とのつながりを持ち続けられるようにサポートしよう。
7. すべての入居者・利用者から笑顔を溢れさそう。

(4) 通常の事業の実施地域

通常の送迎の実施地域は、以下の区域とします。

<短期入所生活介護事業>

高萩市、北茨城市、日立市北部（但し、砂沢町、小木津町、日高町、川尻町、折笠町、十王町に限る）

(5) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	電話等により24時間常時連絡可能な体制をとります。

(6) 利用定員

短期入所生活介護 従来型 4名

3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は4人部屋となります。

ご契約者のご希望や心身の状況や居室の空き状態等を考慮して居室を決定しております。

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	8室	2つのグループに分けている
くつろぎスペース	2個	グループ毎に設置
静養室	1室	
地域交流スペース	1室	イベントやクラブ活動などの際に大人数が集約できるスペース
食堂兼リビング	2室	グループ毎に設置
キッチン	2個	グループ毎に設置
浴室・脱衣室	3室	臥床式特殊浴・リフト浴・個浴
トイレ	5個	車椅子対応型

※上記は、厚労省が定める基準により、事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者が家族等と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。(入居施設の職員を含む)

(1) 施設長 (管理者)	1名	(7) 介護支援専門員	1名
(2) 事務員	4名	(8) 施設介助員	1名
(3) 生活相談員	1名	(9) 医師 (非常勤)	1名
(4) 介護職員 (非常勤を含む)	13名	(10) 管理栄養士	1名
(5) 看護職員 (非常勤を含む)	4名	(11) 栄養士	1名
(6) 機能訓練指導員	1名	(12) 調理員 (非常勤を含む)	6名

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 (2名) 日中 (6名) 夜間 (2名)
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 (1名) 日中 (3名) 夕方 (1名)
3. 生活相談員	日中 1名
4. 介護支援専門員	日中 1名
5. 管理栄養士	日中 1名
6. 機能訓練指導員	日中 1名

《看護職員体制》
・常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を配置する。

※入居施設の職員を含む

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- 利用料金が介護保険から給付される場合
- 利用料金の自己負担分をご契約者に負担いただく場合
- 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

《サービスの概要》

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・管理栄養士は、契約者の栄養管理業務を担当し、利用者一人一人の健康・栄養状態をアセスメントし、指定短期入所生活介護サービスの提供に当たる他の職員と協働・協議しながら、個別の食事提供の実施と状況の把握及び必要な栄養指導を行います。
- ・ご利用者と固定のスタッフで構成するユニットにてアットホームな雰囲気の中、食事の提供をします。
- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

食事時間 朝食 8:00～ 昼食 12:30～ 夕食 17:30～

- ② 入浴
 - ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
 - ・可能な方は一般浴（個浴・リフト浴）、寝たきりの方は機械浴（臥床浴）を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄
 - ・排泄の自立支援のため、ご契約者の身体能力を最大限活用した支援を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 健康管理
 - ・医師や看護職員が、健康管理を行います。日中のみならず、夜間においても看護職員のオンコール体制をとり、かつ、隣接した協力病院（やすらぎの丘温泉病院）との24時間連絡体制を確保し、サービス提供中の契約者の健康管理を十分に配慮します。
 - ・当事業所のサービス提供時に、在宅中重度利用者（要介護3～5）が利用している訪問看護事業所による健康上の管理を依頼し実施していただく場合があります。
 - ・感染症が発生し、又はまん延しないようにマニュアルの整備や職員研修の充実を図るとともに、清潔で快適な生活が送れるよう配慮します。
 - ・入浴時、排泄時、日々の皮膚観察・確認を行うことで褥瘡発生の予防に配慮します。
- ⑥ 送迎
 - ・ご希望の方には平日のみ専用車輦による送迎を実施します。
- ⑦ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、本人の意向を尊重して着替えを行なうよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金（1日あたり）》（契約書第4条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金（各種加算を加えた）から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額1～3割）、滞在費（自己負担額）、及び食費（自己負担額）の合計金額をお支払い下さい。

《サービス費》

要介護度	金額/日
要介護1	603円
要介護2	672円
要介護3	745円
要介護4	815円
要介護5	884円

《滞在費と食費》 ※R8.8.1からは()内の金額になります。

利用者負担段階	滞在費/日	食費/日
第4段階	915円	1,510円 (1,600円)
第3段階②	430円 (530円)	1,300円 (1,360円)
第3段階①	430円	1,000円 (1,030円)
第2段階	430円	600円
第1段階	0円	300円

《各種加算》

項目	金額/日
看護体制加算Ⅰ	4円/日
看護体制加算Ⅱ	8円/日
看護体制加算(Ⅲ)イ	12円/日
看護体制加算(Ⅳ)イ	23円/日
夜勤職員配置加算Ⅰ	13円/日
夜勤職員配置加算Ⅱ	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
送迎加算(片道)	184円/日
療養食加算	8円/回
在宅中重度者受入加算	413円/日
緊急短期入所受入加算	90円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位(※1)×176/1000

※1 所定単位とは【(1日のサービス費+算定可能な加算)×利用日数】です。

※2 所得状況に応じて【 サービス費と各種加算 】が2～3割負担になる場合もあります。

《各種加算の概要》

① 看護体制加算Ⅰ

常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

② 看護体制加算Ⅱ

看護職員を基準より1名以上上回って配置し、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。

③ 看護体制加算(Ⅲ)イ

常勤の看護師を1名以上配置しており、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上である場合に加算されます。

④ 看護体制加算(Ⅳ)イ

看護職員を基準より1名以上上回って配置し、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保しており、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上である場合に加算されます。

⑤ 夜勤職員配置加算

夜勤職員を基準より1名以上多く配置している場合に加算されます。

⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当する場合には(Ⅰ)、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合には(Ⅱ)、介護福祉士の占める割合が50%以上、または、常勤職員が75%以上、または、勤続7年以上の職員が30%以上、のいずれかに該当する場合には(Ⅲ)が加算されます。

⑦ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症による行動・心理症状があり、在宅での生活が困難なため、緊急にサービスを行った場合に加算されます。（月7日を限度としてやむを得ない事情がある場合は14日まで）

⑧ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の診断を受けた方にサービスを提供した場合に加算されます。

⑨ 送迎加算

事業の実施地域内における送迎サービスを提供した場合に加算されます。

⑩ 療養食加算

主治医より「食事箋」の発行を受け、その指示に基づく療養食を提供した場合に加算されます。

⑪ 在宅中重度者受入加算

短期入所生活介護サービス利用中に担当の訪問看護事業所が当該利用者の健康上の管理等を行った場合に加算されます。

⑫ 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急的に行った場合に加算されます。（月7日を限度としてやむを得ない事情がある場合は14日まで）

⑬ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討し、介護機器等を活用し、事業年度ごとに厚生労働省に報告した場合に加算されます。（1月につき）

⑭ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

厚生労働省で定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している事業者（県知事へ届出が必要）の場合には、【 所定単位（基本料金＋算定可能な加算）×176／1000 】で算出された料金が加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条）

① 特別な食事

- ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
- ・利用料金 提供内容により1食あたり 500円

② 理美容サービス

- ・理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
- ・利用料金 1回あたり 【散髪】：1, 500円

③ 記録の閲覧と交付

- ・ご契約者は、サービスの提供についての記録の閲覧・交付を希望する場合、所定の個人情報開示依頼書を提出して頂きます。

④ 医療機関への移送、付添い代 1回 3,000円

- ・医療機関への移送、付き添い等の行った場合にご負担いただきます。距離、時間は問わず、対応させて頂いた場合には一律での請求となります。

☆上記『介護保険の給付とならないサービスの利用料金』については、消費税の課税対象になるものも含まれていますが、消費税を含まない金額を表示しています。

☆その他、介護保険の給付対象とならないサービスを提供した場合には、実費相当額をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 窓口で現金支払
- ② 下記指定口座への振込み

筑波銀行 多賀支店 普通預金 1030092
特別養護老人ホーム松籟荘 施設長 須田 聡子

- ③ 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用されている各金融機関より（利用した翌月の末日に引落しされます。）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の50%

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。
- ④ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- ⑤ 上記②の事項は、短期入所生活介護利用者の方に適用されます。

6. 事故発生時の対応（契約書第25条参照）

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び居宅介護支援事業者（担当介護支援員）等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

なお、ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

7. 事業継続計画について（契約書第27条参照）

感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるとともに、従業者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。事業継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更します。

8. 苦情の受付について（契約書第28条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

<苦情受付窓口（担当者）>

生活相談員 黒澤 俊彦

<受付時間>

毎週月曜日～金曜日 9:30～17:30

また、苦情受付ボックス『ご意見箱』を受付に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

高萩市市役所 福祉事務所高齢福祉課	所在地 茨城県高萩市春日町3-10 【TEL】0293-22-0080 受付時間 9:00～17:00
日立市市役所 保健福祉部介護保険課	所在地 茨城県日立市助川町1-1-1 本庁舎1階 【TEL】0294-22-3111 受付時間 9:00～17:00
北茨城市市役所 市民福祉部高齢福祉課介護保険係	所在地 茨城県北茨城市磯原町磯原1630 【TEL】0293-43-1111 受付時間 9:00～17:00
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町987-26 【TEL】029-301-1565 受付時間 8:30～17:30
茨城県運営適正化委員会	所在地 茨城県水戸市千波町1918 【TEL】029-305-7193 受付時間 9:00～17:00

9. 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 松籟荘
指定短期入所生活介護事業所

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

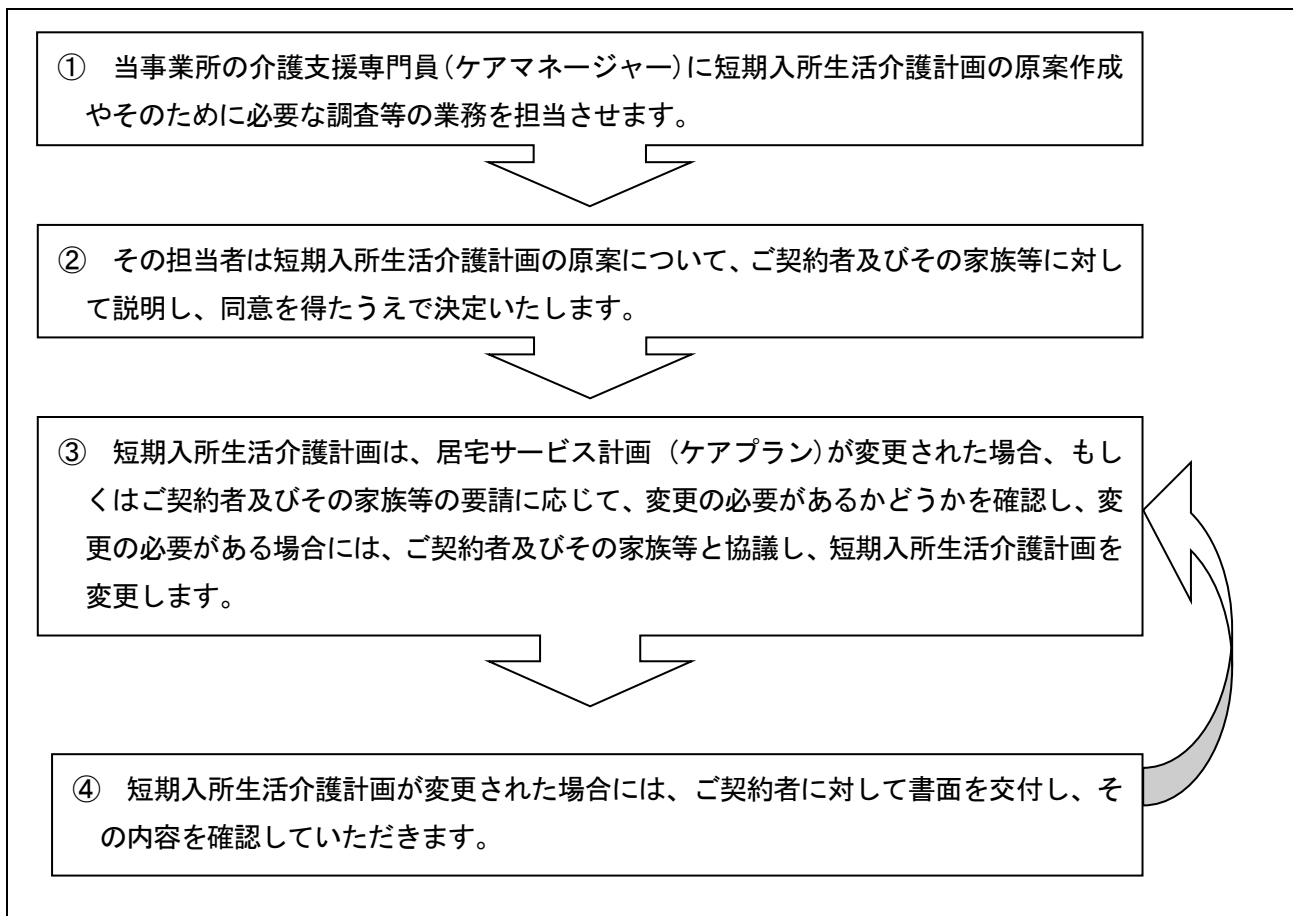
契約者 : 住所
: 氏名 印

代筆者 : 住所
: 氏名 印

利用者との関係 :

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する短期入所生活介護計画に定めます。



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧することができます。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者には漏洩しません。（個人情報の保護）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、所持品の持ち込みは以下のものに限らせていただきます。

- ①衣類（普段着、外出着、下着、寝まき類） ②室内履、室外履 ③タオル、バスタオル ④洗面用具
- ⑤整髪用具 ⑥置時計、腕時計 ⑦寝具類、クッション類 ⑧暖房器具（電気毛布、電気あんか等）
- ⑨その他使い慣れた福祉用具・自助具（車椅子、歩行器、杖、補装具、ポータブルトイレ等）及び馴染みの備品等

※ 個人スペースに収納又は設置できる範囲での持ち込みとなります。

(2) 面会

面会時間	平日	9:00～17:30
	土曜日、日曜日	14:00～17:30

※ 来訪者は、必ずその都度受付もしくは職員に届け出てください。

※ なお、来訪される場合、飲食物の持ち込みについては当事業所にご相談下さい。

※感染症の発症や流行状況、施設の状況に応じて、面会をご遠慮いただく場合もございます。

(3) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共同スペース・敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも係らず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができます。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

敷地内の喫煙スペースで喫煙して下さい。それ以外の場所での喫煙はできません。

(5) 利用中の医療の提供について

ご利用中に急な体調の不良等の理由で医療が必要となった場合、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において相談することができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。）

〈協力医療機関〉

医療機関の名称	医療法人 愛正会 やすらぎの丘温泉病院
所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口 1951-6
診療科	・内科・外科・整形外科・循環器科・リウマチ科 ・リハビリテーション科・泌尿器科

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。個人情報保護規定に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間終了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者からの利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提示下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が医療機関又は介護保険施設に入院・入所された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が個人情報保護規定に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。